

障害者雇用のようす

—令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—

宮城労働局職業安定部職業対策課

令和4年3月

R040304 版

はじめに

本書は、令和3年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和4年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめた資料です。

障害者の雇用促進に広く御活用いただければ幸いです。

令和4年3月

目 次

I	令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	9
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	10
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	12
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	14
III	障害者の職業紹介状況の概要	16
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	17
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	18
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	19
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	19
V	障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要	20

I 令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

宮城労働局が取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し、常用雇用労働者43.5人以上の民間企業（独立行政法人は38.5人以上）と、常用雇用する職員が38.5人以上（一定の教育委員会は40.0人以上）の地方公共団体から、令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が43.5人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

なお、法定雇用率は令和3年3月1日に改定されている。（詳細は4ページ参照）

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）で雇用されている障害者数は6,414.5人で前年より179.5人増加し12年連続で過去最高となった。

実雇用率は2.21%と前年比0.04ポイント上回り10年連続で過去最高となった。

（第1表（1）、第3表）

産業別の実雇用率では、「農業・林業・採石業」（2.40%）、「電気・ガス・水道業」（2.32%）、「運輸・郵便業」（2.30%）、「宿泊・飲食サービス業」（2.51%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.93%）、「医療・福祉業」（2.55%）が法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、50.7%と前年比0.7ポイント下回った。

企業規模別では、43.5～100人未満が47.5%、100～300人未満が55.9%、300～500人未満が46.7%、500～1,000人未満が50.0%、1,000人以上が51.4%であった。
(第1表(1)、第3表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が3,930.5人、知的障害者が1,593.5人、精神障害者が890.5人であった。
(第3表、第4表)

④ 障害者雇用状況表に基づく宮城県内実雇用率上位10社の状況

宮城県に本社を置く企業のうち、障害者雇用が進んでいる(実雇用率が高い)企業上位10社は次のとおり。

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
株式会社 MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	49.0	95.92
ほっとファーム 株式会社	障害者福祉事業	柴田郡柴田町	148.0	86.15
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	58.5	80.34
Green-Room 株式会社	整骨院及びマッサージ治療院	仙台市青葉区	86.5	38.15
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	46.0	34.78
有限会社 ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	49.0	31.63
株式会社 オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	329.0	29.94
株式会社 フジ・スタイリング	紳士服縫製業	仙台市泉区	96.0	20.83
社会福祉法人 ふれあいの里	障害者福祉・介護福祉事業	登米市	88.0	19.89
東邦メッキ 株式会社	電気メッキ業	柴田郡村田町	57.0	17.54

(2) 地方独立行政法人

2.6%の法定雇用率が適用される独立行政法人(38.5人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は1.74%であった。

(第1表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.6%の法定雇用率が適用される県の機関（38.5人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は2.72%であり前年比0.09ポイント下回り、市町村の機関（38.5人以上規模の機関）については2.36%と、前年比0.09ポイント上回った。

県及び市町村の55機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は20機関となっている。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（40.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.59%であり、前年比0.23ポイント上回った。
対象となる3機関のすべてが法定雇用率を達成した。

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 …… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
特殊法人等 …… 2. 6%
[労働者数 38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

- 国、地方公共団体 …… 2. 6%
- (38.5人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

(1) 一般の民間企業（法定雇用率2.3%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮城計	1,593 (1,529)	290,873.5 (287,971.5)	1,219 (1,217)	210 (185)	3,441 (3,299)	651 (634)	6,414.5 (6,235.0)	2.21 (2.17)	50.7 (51.4)
43.5～ 100人未満	806 (738)	51,185.5 (47,900.5)	174 (184)	67 (40)	489 (473)	108 (150)	958.0 (956.0)	1.87 (2.00)	47.5 (49.3)
100～ 300人未満	585 (591)	87,617.5 (88,946.0)	349 (338)	66 (61)	1,038 (985)	294 (268)	1,949.0 (1,856.0)	2.22 (2.09)	55.9 (54.7)
300～ 500人未満	107 (106)	37,121.0 (36,503.5)	162 (172)	26 (21)	447 (420)	78 (55)	836.0 (812.5)	2.25 (2.23)	46.7 (48.1)
500～ 1,000人未満	60 (61)	35,250.5 (36,673.0)	155 (160)	9 (16)	421 (433)	41 (53)	760.5 (795.5)	2.16 (2.17)	50.0 (52.5)
1,000 人以上	35 (33)	79,699.0 (77,948.5)	379 (363)	42 (47)	1,046 (988)	130 (108)	1,911.0 (1,815.0)	2.40 (2.33)	51.4 (48.5)
全国計	106,924 (102,699)	27,156,780.5 (26,866,926.0)	124,508 (122,796)	18,003 (17,084)	304,060 (291,125)	53,414 (48,984)	597,786.0 (578,293.0)	2.20 (2.15)	47.0 (48.6)
43.5～ 100人未満	54,876 (50,546)	3,546,392.0 (3,348,622.5)	10,710 (10,222)	3,429 (3,020)	33,384 (30,097)	12,044 (9,578)	64,255.0 (58,350.0)	1.81 (1.74)	45.2 (45.9)
100～ 300人未満	36,803 (36,786)	5,682,382.5 (5,677,011.5)	21,842 (21,796)	5,001 (4,806)	59,370 (58,097)	13,700 (13,408)	114,905.0 (113,199.0)	2.02 (1.99)	50.6 (52.4)
300～ 500人未満	6,983 (7,078)	2,478,229.0 (2,511,339.5)	10,524 (10,560)	1,874 (1,777)	26,228 (25,598)	5,015 (4,659)	51,657.5 (50,824.5)	2.08 (2.02)	41.7 (44.1)
500～ 1,000人未満	4,810 (4,818)	3,092,099.0 (3,090,963.5)	14,224 (14,109)	2,003 (1,895)	34,823 (33,993)	5,293 (4,964)	67,920.5 (66,588.0)	2.20 (2.15)	42.9 (46.7)
1,000 人以上	3,452 (3,471)	12,357,678.0 (12,238,989.0)	67,208 (66,109)	5,696 (5,586)	150,255 (143,340)	17,362 (16,375)	299,048.0 (289,331.5)	2.42 (2.36)	55.9 (60.0)

(2) 地方独立行政法人（法定雇用率2.6%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,323.5 (1,310.0)	2 (4)	1 (1)	18 (14)	0 (0)	23.0 (23.0)	1.74 (1.76)	25.0 (25.0)
全 国	364 (354)	455,189.5 (446,151.0)	2,920 (2,850)	218 (190)	6,022 (5,733)	329 (273)	12,244.5 (11,759.5)	2.69 (2.64)	78.0 (78.8)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和2年6月1日現在の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
県の機関	2 (2)	6,276.0 (6,229.5)	50 (55)	5 (4)	58 (53)	16 (16)	171.0 (175.0)	2.72 (2.81)
市町村の機関	53 (54)	27,792.0 (27,454.5)	156 (148)	9 (11)	329 (308)	12 (17)	656.0 (623.5)	2.36 (2.27)
合計	55 (56)	34,068.0 (33,684.0)	206 (203)	14 (15)	387 (361)	28 (33)	827.0 (798.5)	2.43 (2.37)

(2) 法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3 (3)	17,646.5 (17,603.5)	99 (94)	2 (2)	254 (223)	7 (6)	457.5 (416.0)	2.59 (2.36)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和2年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機関名		① 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.6%適用機関計		34,068.0	827.0	2.43	82.0	
1	宮城県	5,621.0	153.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県県警本部	655.0	17.5	2.67	0.0	
3	仙台市	8,784.0	239.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4②)
4	名取市	508.5	14.0	2.75	0.0	
5	岩沼市	500.0	13.5	2.70	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亶理町	439.0	5.0	1.14	6.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	194.5	2.5	1.29	2.5	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	252.0	4.0	1.59	2.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	464.0	9.0	1.94	3.0	特例認定あり(注4⑦)
10	大衡村	73.0	2.0	2.74	0.0	
11	石巻市	1,741.5	46.5	2.67	0.0	
12	東松島市	552.5	13.0	2.35	1.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	169.0	4.0	2.37	0.0	
14	塩竈市	962.0	26.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	435.0	11.0	2.53	0.0	
16	松島町	174.5	4.0	2.29	0.0	
17	七ヶ浜町	169.0	3.0	1.78	1.0	
18	利府町	285.0	9.5	3.33	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19	大郷町	91.5	3.0	3.28	0.0	
20	大崎市	2,343.0	62.0	2.65	0.0	特例認定あり(注4⑪)
21	色麻町	126.5	4.0	3.16	0.0	
22	加美町	473.0	6.0	1.27	6.0	特例認定あり(注4⑫)
23	涌谷町	351.5	7.0	1.99	2.0	
24	美里町	199.5	5.0	2.51	0.0	
25	角田市	374.5	8.0	2.14	1.0	特例認定あり(注4⑬)
26	大河原町	207.5	4.0	1.93	1.0	
27	村田町	197.5	5.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4⑭)
28	柴田町	346.5	2.0	0.58	7.0	特例認定あり(注4⑮)
29	川崎町	146.0	2.0	1.37	1.0	特例認定あり(注4⑯)
30	丸森町	176.0	2.5	1.42	1.5	
31	白石市	411.0	11.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4⑰)
32	蔵王町	242.0	2.0	0.83	4.0	特例認定あり(注4⑱)
33	七ヶ宿町	74.5	1.0	1.34	0.0	特例認定あり(注4⑲)
34	栗原市	1,471.5	28.0	1.90	10.0	特例認定あり(注4⑳)
35	登米市	733.0	21.5	2.93	0.0	
36	気仙沼市	1,536.5	22.0	1.43	17.0	特例認定あり(注4㉑)
37	南三陸町	277.0	3.0	1.08	4.0	
38	名取市教育委員会	163.0	4.5	2.76	0.0	
39	多賀城市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	
40	色麻町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
41	涌谷町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
42	美里町教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0	
43	大河原町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
44	登米市教育委員会	174.5	5.0	2.87	0.0	
45	登米市病院事業	434.0	4.0	0.92	7.0	
46	南三陸町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
47	登米市上下水道事業	44.0	1.0	2.27	0.0	
48	栗原市上下水道事業	40.0	2.0	5.00	0.0	
49	石巻地区広域行政事務組合	48.0	3.0	6.25	0.0	
50	大崎地域広域行政事務組合	141.0	5.0	3.55	0.0	
51	加美郡保健医療福祉行政事務組合	156.5	2.0	1.28	2.0	
52	仙南地域広域行政事務組合	70.0	2.0	2.86	0.0	
53	公立刈田総合病院	146.0	5.0	3.42	0.0	
54	みやぎ県南中核病院企業団	339.5	5.0	1.47	3.0	
55	石巻地方広域水道企業団	133.0	4.0	3.01	0.0	
2.5%適用機関計		17,646.5	457.5	2.59	0.0	
1	宮城県教育委員会	11,595.0	299.5	2.58	0.0	
2	仙台市教育委員会	5,592.0	144.0	2.58	0.0	
3	石巻市教育委員会	459.5	14.0	3.05	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者）については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方機関A（例：首長部局）及び関係の深い地方機関B（例：教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
 - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
 - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ④ 亶理町は平成18年10月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
 - ⑫ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑬ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑭ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑮ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑯ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑰ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑱ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑲ セツ宿町は平成24年3月にセツ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑳ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。
 - ㉑ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + (F + G) × 0.5 + G) (人)			
合 計	1,593	311,383.0	290,873.5	1,073	154	1,535	191	3,930.5	146	56	1,105	281	1,593.5	604	376	197	890.5	6,414.5	2.21	1,261.5
43.5～ 100人未満	806	54,140.5	51,185.5	144	29	248	24	577.0	30	38	176	36	292.0	50	63	15	89.0	958.0	1.87	441.5
100～ 300人未満	585	95,047.5	87,617.5	329	55	459	75	1,209.5	20	11	270	144	393.0	203	181	106	346.5	1,949.0	2.22	445.5
300～ 500人未満	107	40,157.0	37,121.0	125	20	187	28	471.0	37	6	173	34	270.0	78	25	9	95.0	836.0	2.25	173.5
500～ 1,000人未満	60	38,965.0	35,250.5	147	9	191	16	502.0	8	0	131	13	153.5	84	27	15	105.0	760.5	2.16	83.5
1,000 人以上	35	83,073.0	79,699.0	328	41	450	48	1,171.0	51	1	355	54	485.0	189	80	52	255.0	1,911.0	2.40	117.5
達 成	808	169,405.5	158,477.0	828	118	1,115	129	2,953.5	129	53	889	241	1,320.5	405	315	169	647.0	4,921.0	3.11	0.0
43.5～ 100人未満	383	26,466.5	24,890.5	144	29	239	14	563.0	30	37	167	27	277.5	47	58	14	83.0	923.5	3.71	0.0
100～ 300人未満	327	51,792.5	47,038.5	285	44	336	55	977.5	17	10	223	131	332.5	139	161	94	266.5	1,576.5	3.35	0.0
300～ 500人未満	50	18,371.0	16,583.0	84	15	94	16	285.0	34	5	139	29	226.5	42	13	5	51.0	562.5	3.39	0.0
500～ 1,000人未満	30	18,941.0	17,800.5	79	4	123	12	291.0	6	0	92	10	109.0	40	20	12	56.0	456.0	2.56	0.0
1,000 人以上	18	53,834.5	52,164.5	236	26	323	32	837.0	42	1	268	44	375.0	137	63	44	190.5	1,402.5	2.69	0.0
未 達 成	785	141,977.5	132,396.5	245	36	420	62	977.0	17	3	216	40	273.0	199	61	28	243.5	1,493.5	1.13	1,261.5
43.5～ 100人未満	423	27,674.0	26,295.0	0	0	9	10	14.0	0	1	9	9	14.5	3	5	1	6.0	34.5	0.13	441.5
100～ 300人未満	258	43,255.0	40,579.0	44	11	123	20	232.0	3	1	47	13	60.5	64	20	12	80.0	372.5	0.92	445.5
300～ 500人未満	57	21,786.0	20,538.0	41	5	93	12	186.0	3	1	34	5	43.5	36	12	4	44.0	273.5	1.33	173.5
500～ 1,000人未満	30	20,024.0	17,450.0	68	5	68	4	211.0	2	0	39	3	44.5	44	7	3	49.0	304.5	1.74	83.5
1,000 人以上	17	29,238.5	27,534.5	92	15	127	16	334.0	9	0	87	10	110.0	52	17	8	64.5	508.5	1.85	117.5

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。
- 4 G欄は、F欄の精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合計 (①E + ②E + ③E) (人)	実雇用率 (%)
				A 重度身体障害者 (人)	B 短時間重度身体障害者 (人)	C 重度以外身体障害者 (人)	D 短時間重度以外身体障害者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重度知的障害者 (人)	B 短時間重度知的障害者 (人)	C 重度以外知的障害者 (人)	D 短時間重度以外知的障害者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精神障害者 (人)	F 短時間精神障害者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C + F + G) × 0.5 + G (人)		
達成企業計	808	169,405.5	158,477.0	828	118	1,115	129	2,953.5	129	53	889	241	1,320.5	405	315	169	647.0	4,921.0	3.11
01・02・05 農業・林業・採石業	10	840.0	785.0	3	0	10	0	16.0	0	0	4	0	4.0	0	0	0	0.0	20.0	2.55
06~08 建設業	71	13,843.5	11,277.5	83	1	105	3	273.5	1	0	9	0	11.0	25	6	3	29.5	314.0	2.78
09~32 製造業	183	33,503.5	33,337.5	186	13	229	12	620.0	12	33	187	17	252.5	65	47	14	95.5	968.0	2.90
33~36 電気・ガス・水道業	1	13,213.0	13,213.0	73	1	144	2	292.0	0	0	21	0	21.0	12	0	0	12.0	325.0	2.46
37~41 情報通信業	13	1,774.0	1,774.0	8	1	9	0	26.0	0	0	0	1	0.5	8	3	3	11.0	37.5	2.11
42~49 運輸・郵便業	70	12,538.5	9,728.0	61	6	117	10	250.0	0	0	41	1	41.5	20	9	7	28.0	319.5	3.28
50~61 卸売・小売業	99	31,143.0	31,139.0	139	23	135	26	449.0	11	3	229	57	282.5	90	91	63	167.0	898.5	2.89
62~67 金融・保険業	10	3,189.5	3,177.5	18	1	20	2	58.0	0	0	2	0	2.0	14	0	0	14.0	74.0	2.33
68~70 不動産・物品賃貸業	20	2,741.5	2,740.5	14	4	21	1	53.5	0	0	10	3	11.5	8	1	1	9.0	74.0	2.70
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	15	1,743.0	1,743.0	8	1	12	1	29.5	0	0	2	0	2.0	13	1	0	13.5	45.0	2.58
75~77 宿泊業・飲食サービス業	25	6,398.5	6,398.5	20	6	26	6	75.0	14	0	67	12	101.0	30	3	1	32.0	208.0	3.25
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	20	2,906.5	2,883.5	18	4	9	5	51.5	37	4	102	7	183.5	11	4	3	14.5	249.5	8.65
81・82 教育・学習支援業	12	3,473.5	2,517.5	15	0	20	1	50.5	0	0	3	0	3.0	4	0	0	4.0	57.5	2.28
83~85 医療・福祉業	165	24,724.5	21,666.5	108	40	147	47	426.5	20	12	137	130	254.0	61	129	69	160.0	840.5	3.88
86・87 複合サービス事業	3	1,200.0	1,200.0	9	0	6	0	24.0	1	0	2	0	4.0	1	0	0	1.0	29.0	2.42
88~96 サービス業等	91	16,173.0	14,896.0	65	17	105	13	258.5	33	1	73	13	146.5	43	21	5	56.0	461.0	3.09
未達成企業計	785	141,977.5	132,396.5	245	36	420	62	977.0	17	3	216	40	273.0	199	61	28	243.5	1,493.5	1.13
01・02・05 農業・林業・採石業	1	50.0	50.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00
06~08 建設業	51	7,483.5	6,117.5	14	0	13	0	41.0	0	0	1	0	1.0	14	2	1	15.5	57.5	0.94
09~32 製造業	142	22,740.5	22,678.5	29	3	68	7	132.5	4	1	49	3	59.5	43	10	4	50.0	242.0	1.07
33~36 電気・ガス・水道業	7	1,198.5	1,197.5	3	0	2	0	8.0	0	0	0	0	0.0	0	1	1	1.0	9.0	0.75
37~41 情報通信業	27	4,536.0	4,523.0	12	1	5	1	30.5	0	0	2	0	2.0	9	0	0	9.0	41.5	0.92
42~49 運輸・郵便業	54	8,395.5	6,621.5	7	0	28	2	43.0	0	0	9	2	10.0	2	3	1	4.0	57.0	0.86
50~61 卸売・小売業	149	30,142.0	30,127.0	62	6	92	10	227.0	6	1	62	14	82.0	53	16	7	64.5	373.5	1.24
62~67 金融・保険業	13	5,171.0	5,171.0	10	9	35	9	68.5	0	0	0	0	0.0	6	5	4	10.5	79.0	1.53
68~70 不動産・物品賃貸業	22	3,453.5	3,453.5	2	1	7	0	12.0	0	0	12	1	12.5	6	2	1	7.5	32.0	0.93
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	24	4,828.0	4,826.0	11	0	25	1	47.5	0	0	1	0	1.0	11	0	0	11.0	59.5	1.23
75~77 宿泊業・飲食サービス業	24	2,255.0	2,255.0	1	1	2	0	5.0	0	0	2	3	3.5	0	2	0	1.0	9.5	0.42
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	24	2,598.0	2,598.0	3	0	4	0	10.0	1	0	6	1	8.5	2	0	0	2.0	20.5	0.79
81・82 教育・学習支援業	20	4,722.5	3,869.5	12	1	12	2	38.0	0	0	2	0	2.0	2	2	1	3.5	43.5	1.12
83~85 医療・福祉業	137	25,069.0	20,249.0	39	7	49	14	141.0	4	1	34	12	49.0	28	12	5	36.5	226.5	1.12
86・87 複合サービス事業	11	3,416.0	3,412.0	14	1	15	0	44.0	0	0	3	0	3.0	1	1	0	1.5	48.5	1.42
88~96 サービス業等	79	15,918.5	15,247.5	26	6	63	16	129.0	2	0	33	4	39.0	22	5	3	26.0	194.0	1.27

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注 4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + (F I G) × 0 ・ 5 + G) (人)				
仙 台	988	217,534.5	201,960.5	735	103	1,063	123	2,697.5	88	45	739	133	1,026.5	457	225	109	624.0	4,348.0	2.15	445	897.5
大 和	52	15,538.0	15,103.0	77	3	67	5	226.5	4	4	54	5	68.5	20	10	5	27.5	322.5	2.14	26	33.5
石 巻	100	12,900.5	11,996.0	38	10	73	13	165.5	3	0	43	9	53.5	23	6	4	28.0	247.0	2.06	58	59.5
塩 釜	91	13,554.0	12,036.0	46	5	79	8	180.0	6	0	33	3	46.5	22	6	5	27.5	254.0	2.11	52	55.0
古 川	124	14,203.0	13,475.0	53	6	78	9	194.5	3	2	43	16	59.0	20	15	11	33.0	286.5	2.13	82	56.0
大河原	57	12,352.0	11,789.0	36	11	41	13	130.5	11	1	66	89	133.5	18	83	53	86.0	350.0	2.97	36	69.0
白 石	30	3,785.0	3,635.0	11	1	24	4	49.0	14	2	26	4	58.0	7	11	1	13.0	120.0	3.30	21	8.5
築館	47	7,639.0	7,446.0	25	2	42	8	98.0	6	1	24	6	40.0	14	6	5	19.5	157.5	2.12	32	28.0
迫	47	7,604.5	7,396.5	29	11	40	7	112.5	11	1	37	13	66.5	15	12	4	23.0	202.0	2.73	27	22.0
気仙沼	57	6,272.5	6,036.5	23	2	28	1	76.5	0	0	40	3	41.5	8	2	0	9.0	127.0	2.10	29	32.5
合 計	1,593	311,383.0	290,873.5	1,073	154	1,535	191	3,930.5	146	56	1,105	281	1,593.5	604	376	197	890.5	6,414.5	2.21	808	1,261.5

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)		
			(人)	うち重度 (実数) (人)						
平成	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903	
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944	
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949	
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940	
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013	
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983	
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292	
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233	
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135	
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112	
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063	
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130	
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049	
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001	
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998	
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102	
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051	
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994	
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998	
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5	
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0	
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5	
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5	
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0	
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0	
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5	
	令和	1	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
		2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
		3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5

(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

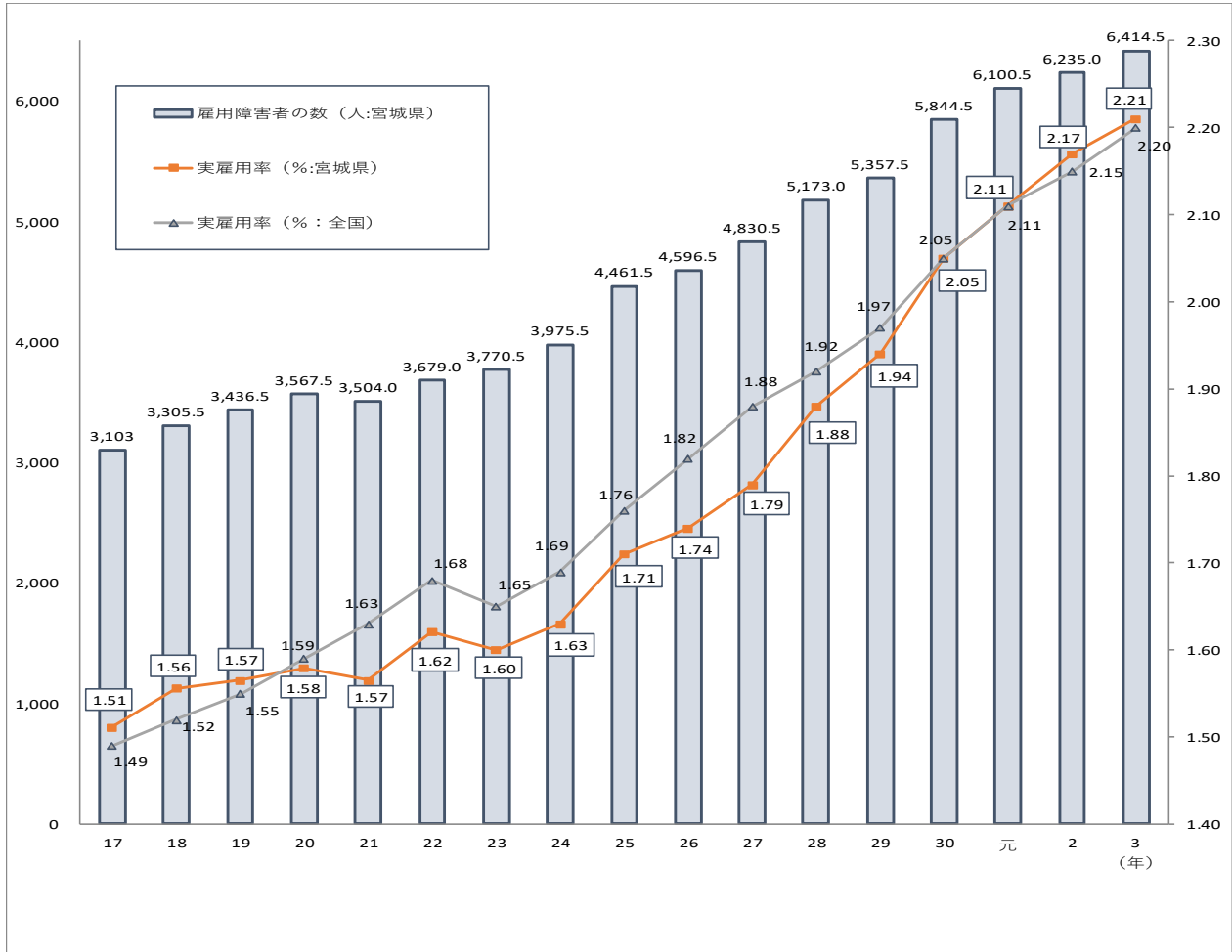
- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（条件は第1表（注）4と同じ）

－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

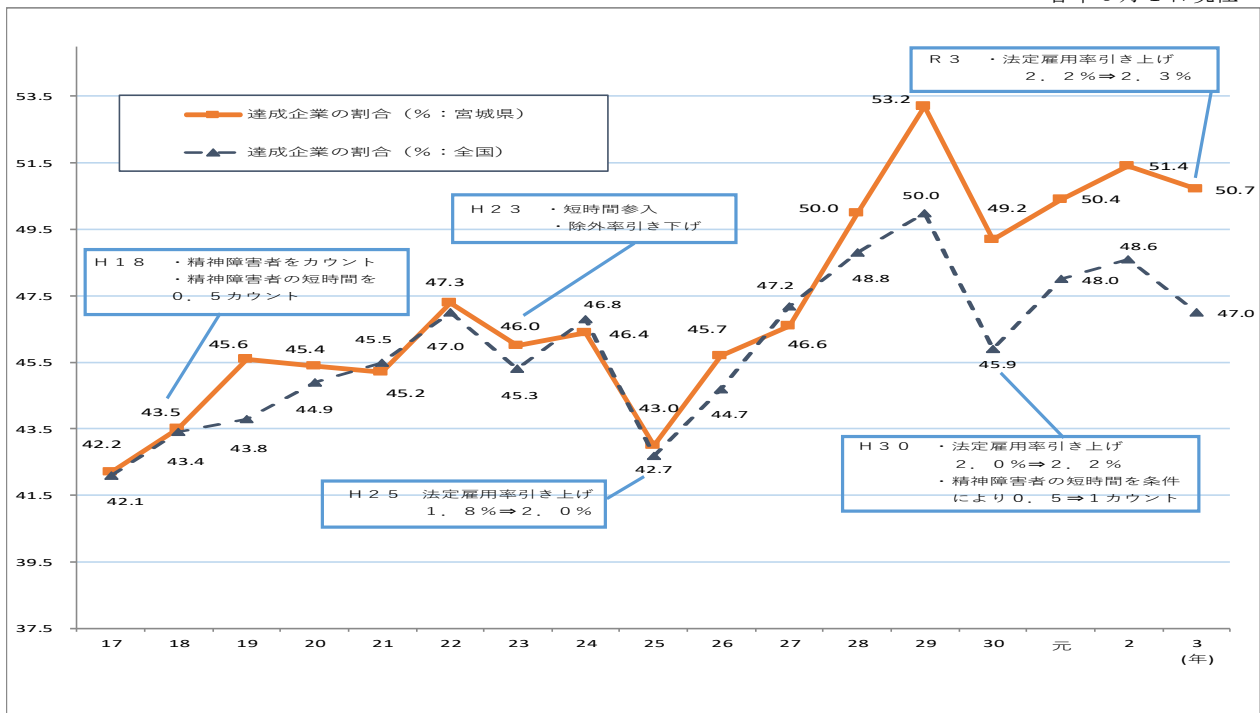
(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

各年6月1日現在



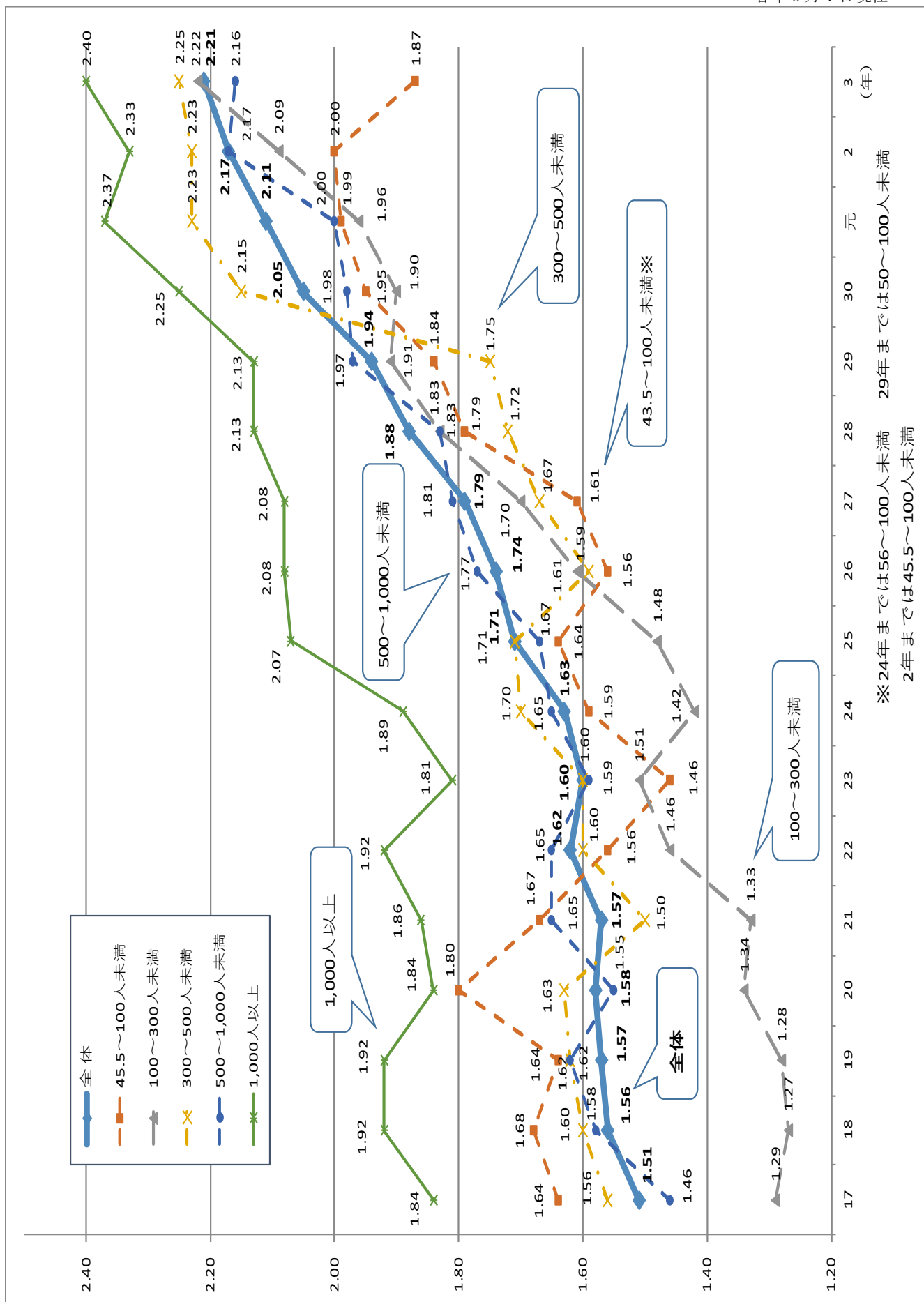
(2) 達成企業割合

各年6月1日現在



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和4年1月末までの職業紹介状況は、新規求職申込件数が3,446件となり、対前年比で229件、7.1%の増となった。身体障害者は895件と対前年比で19件、2.2%の増加、知的障害者は568件で同66件、13.2%の増加、精神障害者が1,560件で同118件、8.2%の増加、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、423件で同26件、6.6%増加した。

就職件数は、1,571件で、前年比で239件、17.9%増加した。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者すべての障害種別において増加となった。

有効求職者数は、4,620人で、対前年比で196人、4.4%の増加となった。身体障害者は減少し、知的障害者、精神障害者、その他の障害者は増加した。

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

(令和2年度)

産業別 職業別・規模別		就職数		知的 障害者		精神 障害 者	その 他の 障害 者	
		身体 障害者	重度	重度	重度			
産 業	ABC	農林, 漁業, 採石業	4	0	8	0	11	2
	D	建設業	35	11	7	0	36	3
	E	製造業	37	14	50	0	66	15
	F	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	4	0
	G	情報通信業	7	5	3	0	15	6
	H	運輸業, 郵便業	24	11	14	1	20	13
	I	卸売業, 小売業	23	6	61	1	76	28
	J	金融業, 保険業	12	1	2	0	3	3
	K	不動産業 物品賃貸業	5	2	4	0	10	3
	L	学術研究, 専門・ 技術サービス業	15	10	1	0	22	7
	M	宿泊業 飲食サービス業	5	3	24	0	24	3
	N	生活関連サービス業 娯楽業	3	1	10	2	10	5
	O	教育, 学習支援業	34	12	10	0	41	9
	P	医療, 福祉	107	46	141	7	265	73
	QR	複合サービス事業 サービス業	34	15	41	0	55	16
	ST	公務・その他	48	11	8	1	59	16
職 業	A	管理	0	0	0	0	1	1
	B	専門・技術	38	20	1	0	43	13
	C	事務	148	49	25	0	187	49
	D	販売	9	5	20	1	34	13
	E	サービス	37	16	67	2	105	19
	F	保安	7	3	2	0	8	3
	G	農林漁業	12	6	34	3	45	10
	H	生産工程	27	10	53	0	58	20
	I	輸送・機械運転	35	13	2	0	7	7
	J	建設・採掘	15	1	5	0	18	2
	K	運搬・清掃・包装	65	25	175	6	211	65
合計		393	148	384	12	717	202	
企 業 規 模	49人以下		127	49	110	5	261	72
	50~99人		42	17	24	1	52	19
	100~299人		57	30	80	5	138	42
	300人以上		167	52	170	1	266	69

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(令和2年度)

障害部位別		就職数		身体障害者	
		身体 障害者	重度	重度	重度
1	視覚	32	14		
2	聴覚	45	31		
3	平衡機能	0	0		
4	音声・言語	6	1		
5	上肢切断	14	1		
6	上肢機能	74	21		
7	下肢切断	8	0		
8	下肢機能	109	14		
9	体幹機能	6	0		
10	脳病変上肢機能	2	0		
11	脳病変移動機能	0	0		
12	心臓機能	42	32		
13	腎臓機能	31	27		
14	呼吸器機能	2	1		
15	膀胱・直腸機能	13	2		
16	免疫機能	3	1		
17	肝機能	4	3		
18	その他	2	0		
合計		393	148		

(注)令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

V 障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要（もにす認定制度）

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良と認められた常用雇用労働者300人以下の中小事業主を、「障害者雇用優良中小事業主」として認定し、地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、中小企業全体で障害者雇用の取組が一層推進されることが期待される。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、高齢者、外国人など誰もが活躍できる職場づくりにつながる。

宮城県においては、令和4年1月末までに以下の中小事業主を認定した。

企業名	業種	所在地
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区
株式会社 クリーン&クリーン	その他の事業サービス業	仙台市宮城野区
株式会社 清建	その他の事業サービス業	登米市迫町

申請・問い合わせ先

宮城労働局職業安定部職業対策課

022-299-8062

必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできる。審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付する。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて **とも にす すむ** という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。



県内ハローワーク一覧

安定所	電話番号	所在地
仙台公共職業安定所	022-299-8811	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル
仙台公共職業安定所 大和出張所	022-345-2350	黒川郡大和町吉岡南2-3-15
石巻公共職業安定所	0225-95-0158	石巻市泉町4-1-18 石巻合 同庁舎内
塩釜公共職業安定所	022-362-3361	塩竈市港町1-4-1 マリンゲート塩 釜3F
古川公共職業安定所	0229-22-2305	大崎市古川中里6-7-10 古 川合同庁舎内
大河原公共職業安定所	0224-53-1042	柴田郡大河原町大谷字町向126 -4 オーガ1階
大河原公共職業安定所 白石出張所	0224-25-3107	白石市字銚子ヶ森37-8
築館公共職業安定所	0228-22-2531	栗原市築館薬師2-2-1 築館 合同庁舎内
迫公共職業安定所	0220-22-8609	登米市迫町佐沼字内町42-10
気仙沼公共職業安定所	0226-24-1716	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼 駅前プラザ2階